

令和6年第8回守山市農業委員会総会議事録

第8回守山市農業委員会総会を市役所2階防災会議室において招集する。

令和6年8月9日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第34号～議第37号

議第34号 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第35号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第36号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第37号 農地法第5条第1項の規定による申請に対

し、許可をすることについて

報告第 33 号～報告第 36 号

報告第 33 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届
出の報告について

報告第 34 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届
出の報告について

報告第 35 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出につい
て

報告第 36 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解
約通知について

2 出席委員

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1 今井 清市 | 2 本城 康吉 | 3 杉江 和 |
| 5 木村 喜代子 | 6 深尾 円 | 7 大島 常弘 |
| 8 村瀬 伸一郎 | 9 岡本 良一 | 10 高橋 謙二 |
| 11 服部 重信 | 12 辰市 祐洋 | 13 西 直幸 |
| 14 大崎 恭義 | 15 九重 智子 | 16 千代 博 |
| 17 今井 誠二 | 18 西出 登志和 | 19 寺田 安喜雄 |
| 20 西村 明弘 | 21 宇野 正 | 22 中島 耕治 |
| 23 西村 正秋 | 24 西村 潔 | 25 山本 麻紀代 |
| 26 秋山 新治 | | |

3 欠席委員

4 國枝 敏孝

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	局長	武田	雅義
局員	参事	寺田	篤司
局員	指導員	井上	俊明
書記	事務員	上野	晴美
農政課	課長	福嶋	信宏
農政課	事務員	古家	妙子

○事務局

本総会は委員総数 26 名中 25 名の出席があり出席者数が過半数に達しておりますので、令和 6 年第 8 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

○議長

それでは、令和 6 年第 8 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 3 件、その他案件 1 件、報告案件 4 件の合計 8 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員です。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

3 番 杉江 和 委員

5 番 木村 喜代子 委員

を指名いたします。

○議 長 （会議規則第 7 条議題の宣言）

それでは、議題に入ります。議第 34 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 34 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて （旧基盤法第 18 条）

以上です

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第34号につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課 (会議規則第9条議案の説明)

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農業委員会の決定をいただくものです。

【議案に基づいて、個別の農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第34号の提案理由の説明を終わります

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり計画の決定をすることにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は、原案のとおり
計画の決定をすることすることに決しました。

○議長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第35号を議題といたします。書記に議件の朗
読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第35号 農地法第3条第1項の規定
による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第35号の提案理由のご説

一トルの畑です。

譲渡人は、京都市〇〇区〇〇〇〇〇町 〇番地〇 〇〇
〇・〇〇〇〇〇 〇〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。
譲受人は、兵庫県西宮市〇〇町 〇〇番〇号 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由についてですが、譲受人は、住民票は西宮市ですが、週に4日ほど父が居住する野洲市に同居し、〇〇町の農地において父が代表を務めるNPO法人・〇〇〇〇〇〇〇〇〇の活動で4年ほど農園仕事をしてこられたとのこと。今後、母親や弟を連れてきて、耕作する畑を持ちたいとの理由です。譲受人の現在の経営面積は、0アール、通作距離は野洲市〇〇から計算して2.6キロメートルです。

以上の件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。

第2号の法人要件については、個人であり、問題ありません。

第3号の信託要件についても該当せず、第4号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第5号の貸借による他への貸付もなく、第6号の周辺農地

利用に支障も来しません。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第35号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

まず、1番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

○○町の案件ですが、耕作される栗東の譲受人とお話ししました。農作業をすることを熱心に話され、意欲を感じられたので良いと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長

続いて、2番を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

2番の案件ですが、当初、譲受人はきちんと耕作しているのかと思いましたが。ただ、当該地の周りには譲受人の父親の畑があり、休みの時は父親の畑を耕作されているということで問題ないと考えます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

1 番の農地に対するの意見です。

20 年来、耕作されていた方が、今回、更新が叶わなく手放されたとお聞きしております。この方は長年、土づくりもしっかりされており、大切に耕作してきた土地を手放すつらさや思いもあるかと思imasuので、次に耕作される方に丁寧な耕作に努めていただきたいと思います。

○議 長

今のご意見のような問題は今後出てくると思imasu。特に野洲川周辺の農地は出てくるであろうと思われmasu。

農業委員も借り手、貸し手の間に入っていただき、調整をお願いしたいと思imasu。

○議 長

ほかに、質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

1 番の案件の売買は法律上なんら問題ないということ

ですね。

今後、売ることだけの目的で売買されると耕作者としても、また、農業委員会としてもきちんと耕作されるか、不安要素として懸念されます。利益だけを求めて転売されている方もおられると思うので、農業委員会としてしっかり考え、指導していかなくてはいけないのではないのでしょうか。

○議 長

おっしゃるとおりです。各地区の農業委員が実情をよくご存じだと思います。先ほども申し上げましたように借り手・貸し手の間に入っていただくことも農業委員の役割ですので、よろしくお願いしたいと思います。

また、今の農地が耕作放棄地とならないよう、農地パトロールをしっかりと行っていただき、耕作放棄地が懸念される場所や恐れがある場合など早め早めの対応をお願いします。

耕作放棄地となった場合、事務局に報告いただき、事務局から申し上げるということになると思います。

○議 長

ほかに、質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。議第 35 号は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「異議なし」の声有り

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議 長 (会議規則第 7 条議題の宣言)

それでは、次に、議第 36 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 36 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 36 号の提案理由をご説明申し上げます。

議案書 3 ページ、位置図は 5 ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利移動の伴わない自己転用の案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は 1 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 5～P 6)

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 188 平方メートルの畑、現況は宅地で、申請人は守山市〇〇町 〇〇〇 〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳 および〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。転用の事由は作業場・倉庫で、昭和 44 年頃に建築された無断転用是正案件となります。

立地基準の判断については、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40%を超えていることから、第 3 種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第 36 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員の●●●

●委員に確認状況の報告をお願いいたします。

○●番 ●● ●●委員

現地確認をいたしました。無断転用の是正ということで、申請書どおりであり、問題ございませんでした。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること
はございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

特に問題はありませんでした。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

（会議規則第10条発言） 「無し」の声有り

○議長 （会議規則第17条第2項 簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を
いたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議あり
ませんか。

（会議規則第10条発言） 「異議なし」の声有り

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議 長 （会議規則第7条議題の宣言）

次に、議第37号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議37号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 （会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第37号の提案理由をご説明申し上げます。

議案書は4ページ、位置図は9ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。今月は、1件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 9-10)

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 地目は田で、935 平方メートル、および 〇〇〇 〇〇〇番〇 地目は田で 49 平方メートルです。譲渡人は守山市〇〇町 〇〇〇番地、〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。次に、〇〇町 〇 〇 〇〇〇番〇 地目は田で、293 平方メートルです。譲渡人は守山市〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、以上 3 筆合計で 1,277 m²となります。譲受人は、大津市〇〇 〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は分譲住宅地（5 区画）です。

なお、備考欄に記載のとおり〇〇地区集落地区計画区域内で、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40%を超えていることから、第 3 種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相

当と考えます。

以上、議第 37 号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員の●● ●●
●●委員から、確認状況の報告をお願いいたします。

○●番 ●● ●●委員

はい、確認の報告をさせていただきます。

この土地は、新守山川、○○地区集落地区計画区域の整備により、水稻の水を入れるところが無くなり長い間草地になっていました。周りには住宅ができており、今回宅地になることで新守山川とバス通りの間がきれいになります。

また、周りの田畑には影響がないということで問題ないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

今、担当委員から説明されたとおり、問題はないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声有り

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第33号から第36号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告いたします。

報告第 33 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

3 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 34 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について

1 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 35 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

5 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 36 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

4 件の届出です。内容については記載の通りです。

以上です。

○議 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何か質問はありませんか。

○議 長

質問など、他にありませんか。

===== 「無し」の声有り =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 00 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 6 年 8 月 23 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

3 番 杉江 和 委員

5 番 木村 喜代子 委員